

遠賀町自立推進計画

〔平成17年度～平成21年度〕



平成17年3月

遠賀町自立推進計画

－ 遠賀町自立推進計画目次 －

第1章 計画策定の背景	1 ページ
第2章 遠賀町の行財政の現状と課題	2 ページ
1. 人口構造と産業	
2. 財 政	
①歳 入	
②歳 出	
3. 住民サービス	
第3章 基本方針	11 ページ
第4章 自立推進施策大綱	12 ページ
1. 職員定数及び給与の見直しについて	
2. 組織・機構の見直しについて	
3. 特別職の定数及び報酬等の見直しについて	
4. 行政委員会・附属機関等の見直しについて	
5. 補助金の見直しについて	
6. イベントの見直しについて	
7. 施設運営の見直しについて	
8. 外部委託等の見直しについて	
9. 財産の見直しについて	
10. 事務事業評価制度について	
第5章 遠賀町の行財政将来像	23 ページ
1. 自立した行財政運営に向けて	
2. 財政の弾力性	
3. 財政シミュレーション（現状推移）	
4. 自立推進計画財政シミュレーション	

第1章 計画策定の背景

第1章 計画策定の背景

遠賀郡四町の合併については、平成12年7月に遠賀郡4町合併任意協議会が発足したことに始まり、平成15年7月には芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町合併協議会を設立して鋭意努力をしてきましたが、平成16年10月に協議会の解散に至り、残念ながら合併は成就することなく、白紙に戻りました。

そうした中、遠賀町の財政は、これから大変厳しい状況になってくることが予想されます。その要因として、バブル経済崩壊後の長引く経済不況により町税収入が伸びず減少していることに加え、国の「三位一体の改革」により地方交付税の交付額の減少や、国庫補助金の削減等が決まっており、更には地方分権のもとに行われる権限委譲が加速していることなどによるものです。依存財源に大きく頼らざるを得ない遠賀町の財政状況は、ますます不安定な状況へと追い込まれていくことが懸念されます。

遠賀町にとって、もうひとつ危惧しなければならないことに人口構造の問題があります。本町の現状は、ほぼ横ばい状態にあって高齢化率も平成16年9月末現在で19.8%と国県平均程度で推移しているものの、その増加傾向はまだまだ止まるところを知りません。そして、特に次世代を支える年少人口が平成17年までの10年間で約900人減と極端に少なくなっています。

こうした厳しい財政状況を考えると、取りあえず部分的な改良を積み重ねただけでは近い将来現在の町民負担で現行のサービス水準を維持することすら不可能になるのは自明の理です。そこで、この状況に対処すべく、昨年11月に自立推進プロジェクト会議を設置して、今後の本町の行財政の健全・効率化を目指す「遠賀町自立推進計画」を策定することにしました。これにより、歳入の拡大や歳出経費の削減を行い、そして、総合計画に示す今後の遠賀町の理想像に向けた方策を立てることとなります。

この計画の策定においては、従来の行政改革から大きく踏み込んだより厳しい内容になっています。硬直化した行政運営を根本から見直し、公平性を損なうことのないよう、細分化された部門の垣根を越えてあらゆる無駄を削ぎ落とす一方で、住民サービスの低下を招くことのないよう、この計画が住民、議会、職員が一体となった取り組みを目指した、魅力ある町づくりの礎となることを期待しています。

第2章 遠賀町の行財政の現状と課題

第2章 遠賀町の行財政の現状と課題

1. 人口構造と産業

全国規模で普遍化している少子高齢化の裏側には、事実上生産年齢人口の減少が潜んでいます。不況による雇用の減少と社会的支援が必要な高齢者の増加により、生産年齢人口の経済不安は高まり、少子化を助長している結果となっています。

本町においても例外ではなく、年々増え続けている高齢者数は、平成12年度末で全人口の6分の1を超え、ついに平成16年10月1日現在には3,905人（19.8%）に達し、町民の5人に1人は高齢者という状況になっています。一方で、新生児の出生率も微増に留まっており、次世代の人的基盤に不安の残る傾向を示しています。これらの要素から予想される扶助費構成の高齢者へのシフトは必至と思われ、介護保険を含め、財政に占める扶助的分野の予算の確保と、その予算を縮小すべく、住民との協働による構造改革が今後の鍵を握ると思われます。

しかしながら、少子化傾向に歯止めを掛けるための投資的経費の捻出も忘れてはならない大きなポイントです。子育て環境の整備と支援体制の拡充により、次世代生産世代の確保と流入拡大を誘導する必要があります。

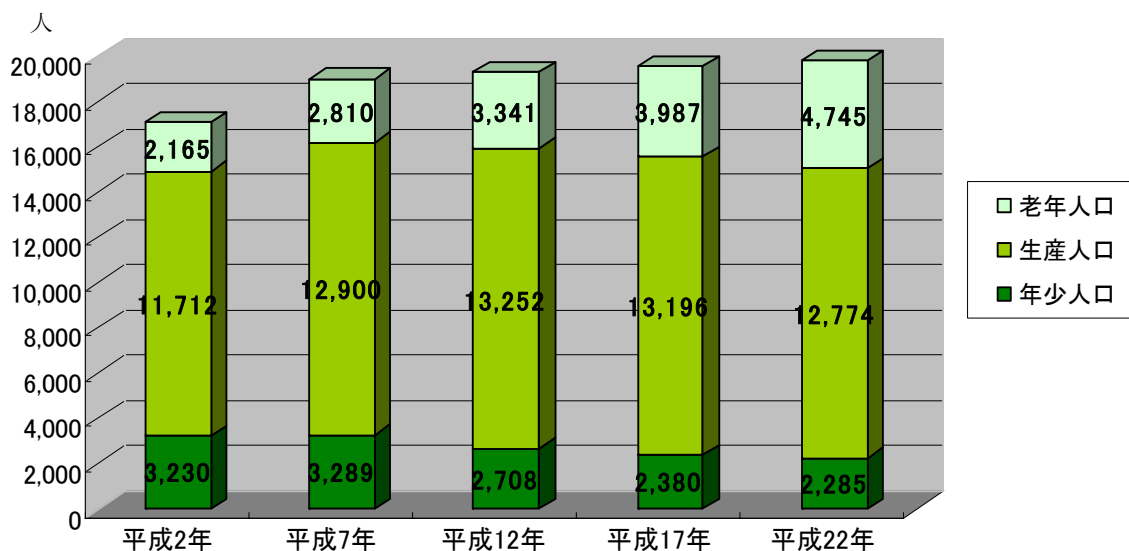
これら長期的な対策を講じ、バランスのとれた人口構造を再生することで、行政の安定運営を可能にする基盤を築くことが出来ると思われます。

そして、さらにその次世代生産世代の基盤となるのが産業です。本町では、北九州市の近隣ということもあり、町外に職を有する人が多く、本町を生活基点とするベッドタウンとしての大きな機能が継続しています。

産業構造的に見れば基幹産業である農業を含む第1次産業の就業者人口は、年々減少する傾向にあり、サービス業等の第3次産業への移行が見られます。

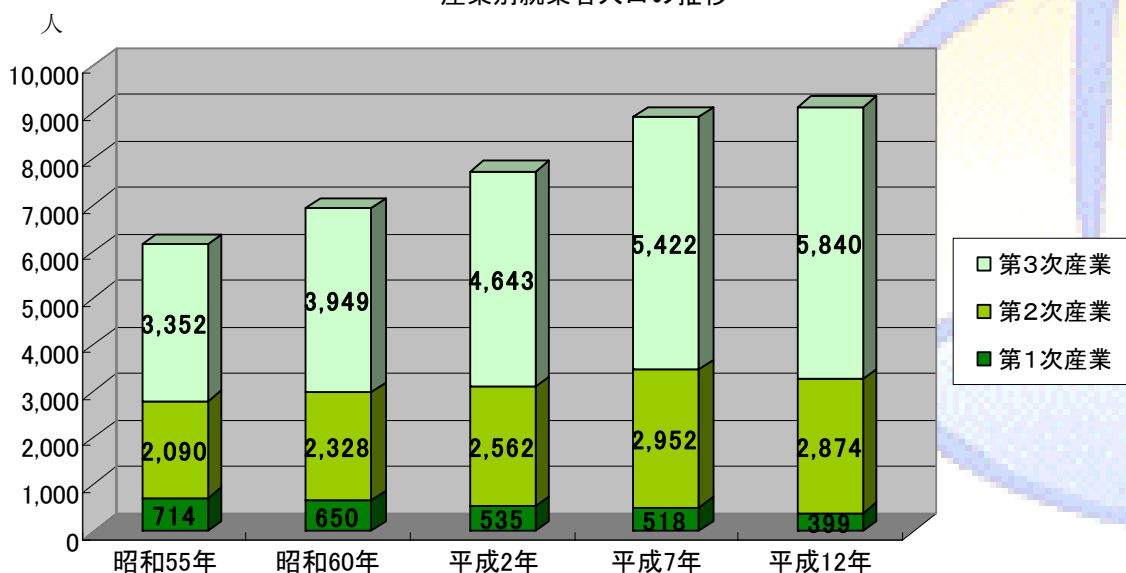
遠賀町自立推進計画

遠賀町人口推計



参照：第4次遠賀町総合計画（財団法人九州経済調査協会推計）

産業別就業者人口の推移



参照：国勢調査

2. 財政

町の財政運営は、5ヵ年を一区切りとした財政計画に基づき、刻々と変化する社会事情に対応し、調整して実施されています。それでもなお近年における経済社会の変化はめまぐるしく、バブルの崩壊以後続く経済不況の長期化とそれに伴う国の財政改革により、5年後の財政状況が予測しにくくなってきています。

本町の普通会計決算の推移では、平成6年度のふれあいの里建設という大きな投資的経費による予算規模の拡大がありましたが、傾向的にはピークを超え、現在は漸減の方向にありますが、ほぼ横這いの状況にあります。漸増し続ける義務的経費に対し、地方交付税の減少分を基金や地方債で賄っているのが現状です。

その中で考慮しなければならないことは、まず、大きな投資的経費の適否であり、緊急性や費用対効果の側面から大型事業を分析し、事業実施計画に載せ、それを投資的経費として財政計画の一部に組み入れています。大型事業の実施は、一時的な経費に伴い、公債費に直接的に長期にわたり影響を及ぼしますので、財政状況を見通す上で非常に大きなウエイトを持っています。

また、一方で最悪の事態に備え、あらゆる無駄な経費を削減して、事務事業の取捨選択を行う必要もあります。やはり、安定財政を行う上で義務的経費の抑制は避けて通れません。

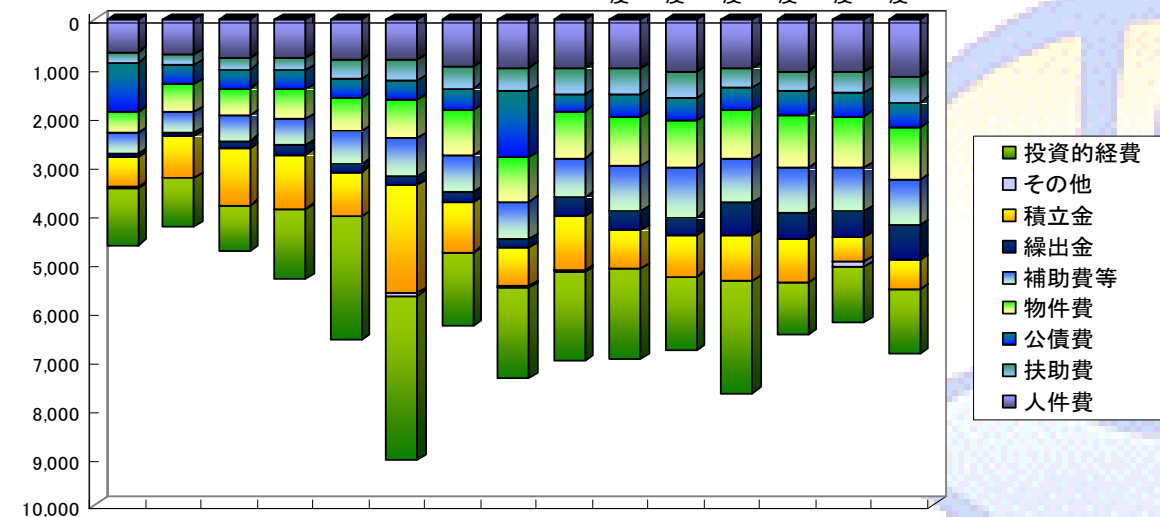
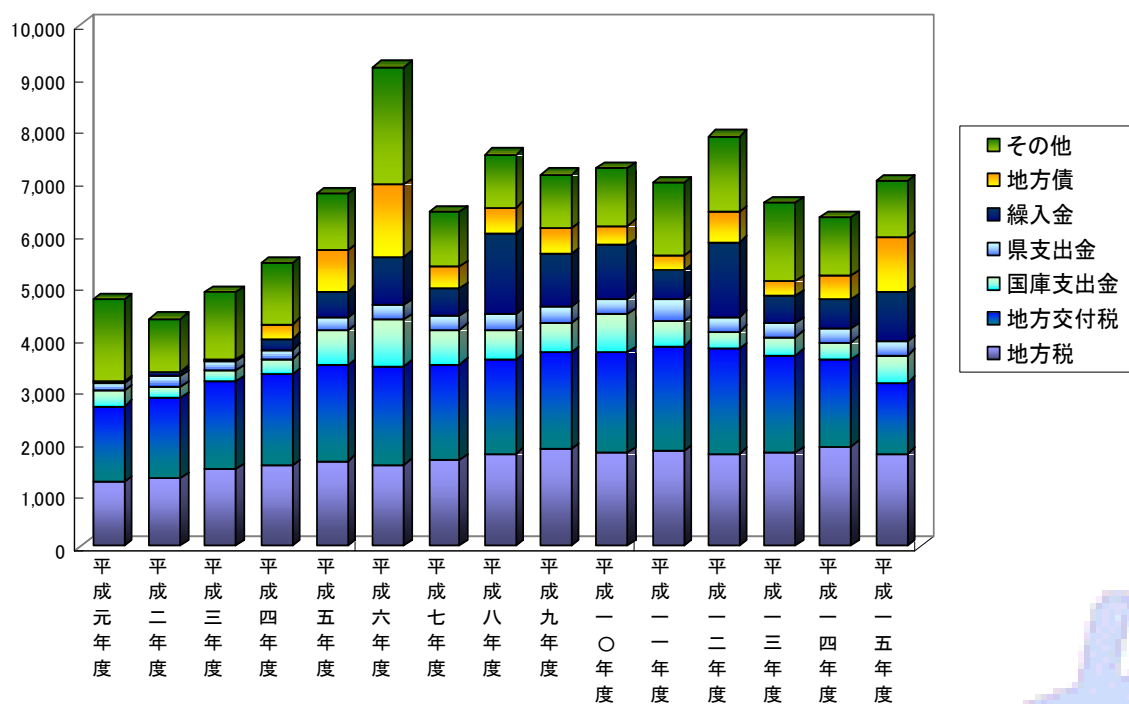
よって、それら効率の良い行財政運営を念頭に置いて、財政計画の目標達成に向け、本計画の実施に努めなければなりません。

遠賀町自立推進計画

普通会計決算の推移

歳入の推移(平成元年～15年度)

百万円



百万円

歳出の推移(平成元年～15年度)

参照：一般特別会計別決算書

①歳入

平成元年度から平成15年度にかけての歳入予算のうち、顕著な変化を示しているのは、やはり地方交付税で、平成12年度には20億2千万円交付されましたが、平成15年度には13億6千万円まで減少しています。それに伴い予算規模も縮小していますが、一方で歳入予算に占める基金の取り崩しが拡大しています。これらが意味するところは、財政基盤の脆弱さで、国の財政支援に頼る地方自治体の姿と言えます。

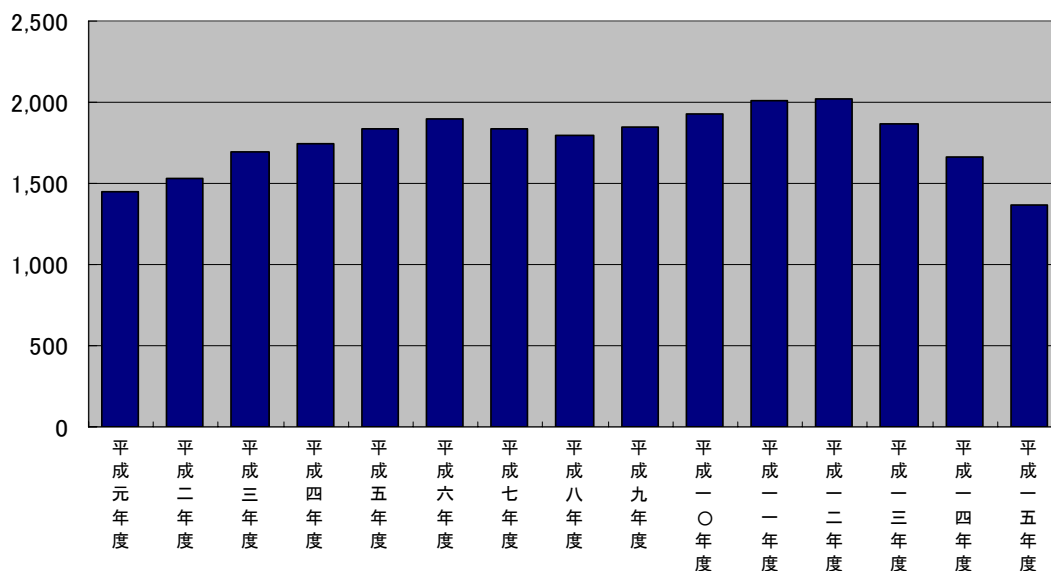
今後、国からの税源移譲が予想されますが、住民税等の税率改正など答申が示されているものの、その内容は未だ不透明なままで、歳入の拡大にどれだけ寄与するのかも未知数です。地方交付税は平成24年度までなお一層減額されると予想され、企業誘致や人口拡大による自力での財源確保、そして、歳出を出来る限り抑えた予算規模の縮小などを検討していかなければなりません。もちろん、基金の取り崩しもひとつの方策ですが、近年各地で自然災害が続発しており、それに対して住民の生命と財産を守るためにも「備え」を蓄えておく必要があります。



遠賀町自立推進計画

地方交付税の推移

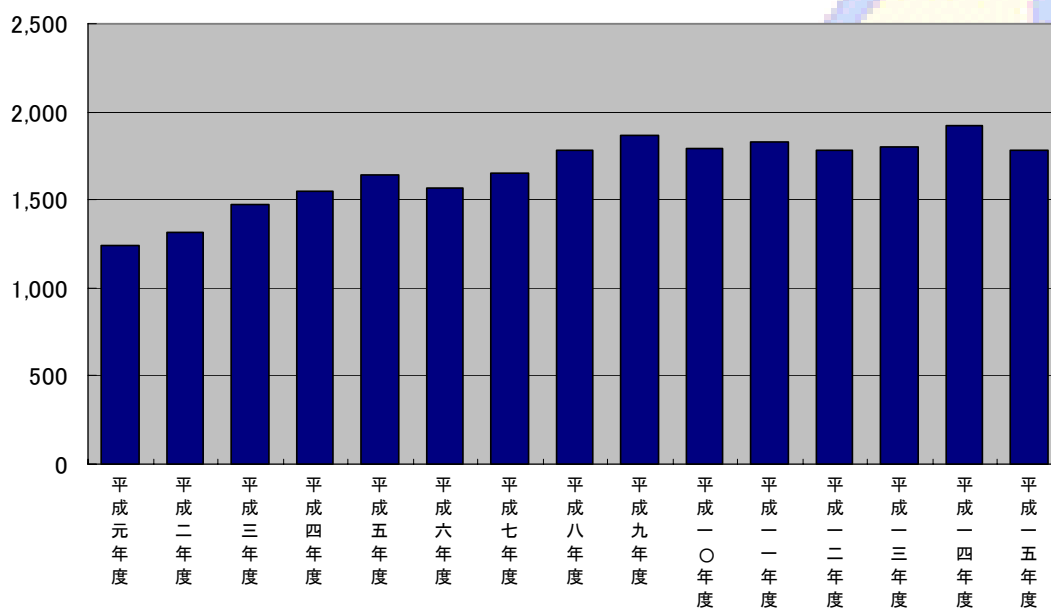
百万円



参照：一般特別会計別決算書

地方税の推移

百万円



参照：一般特別会計別決算書

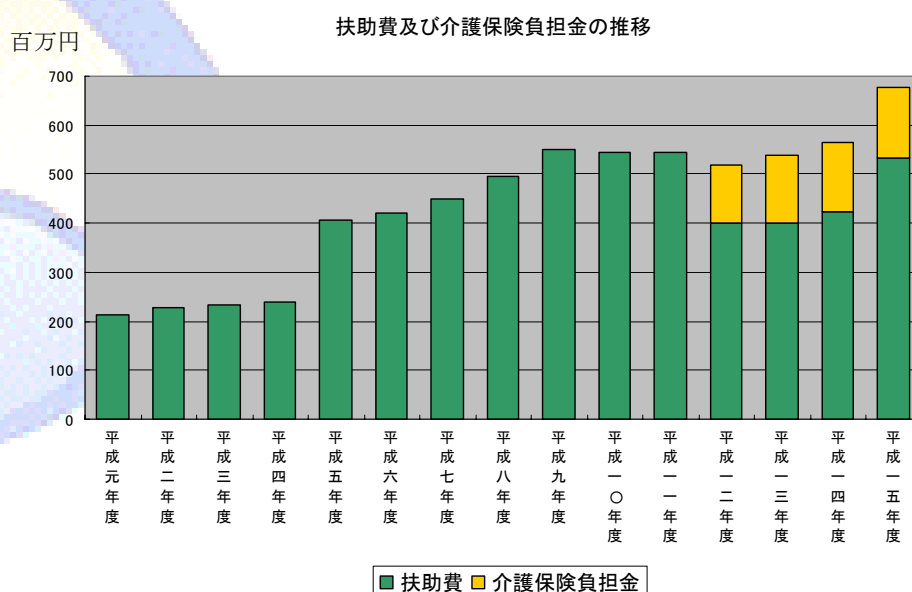
②歳出

歳出の推移を見て、まず気付くのは、やはり扶助費と繰出金の拡大です。扶助費については高齢化が大きな要因のひとつですが、平成12年度の介護保険導入以後も増加傾向にあり、高齢者数の増加の伸びを上回る勢いです。これは、高齢者福祉サービスの多様化に伴う経費の拡大がもうひとつの要因として扶助費の拡大を後押ししています。また、県からの精神保健など権限委譲による町負担の拡大もそれに拍車をかけていると思われます。この権限委譲は今後ますます推進され、その責任と負担は町の財政に大きな影響を与えると思われます。

それと同時に老人医療を含め医療費負担も増加の一途をたどっており、国民健康保険税については見直しがされるものの、一般会計からの繰り入れ無しでは、国民健康保険の運営が危うい状況です。

また、下水道の整備により、多額の設備投資が必要で、整備がある程度整うまでの当分の間、一般会計からの繰り入れを行うほかありません。

よって、人件費や補助費、委託料などの物件費といったその他の部門において、出来る限りのスリム化を行い、次世代への投資的経費を捻出することが責務となってきます。

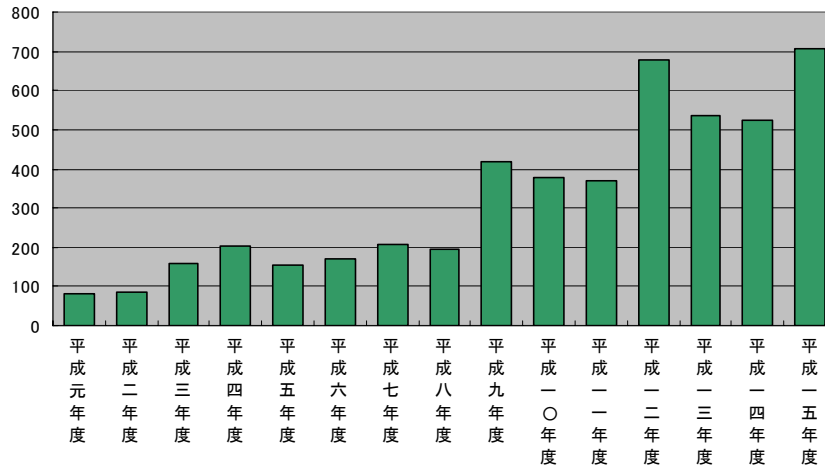


参照：一般特別会計別決算書

遠賀町自立推進計画

繰出金の推移

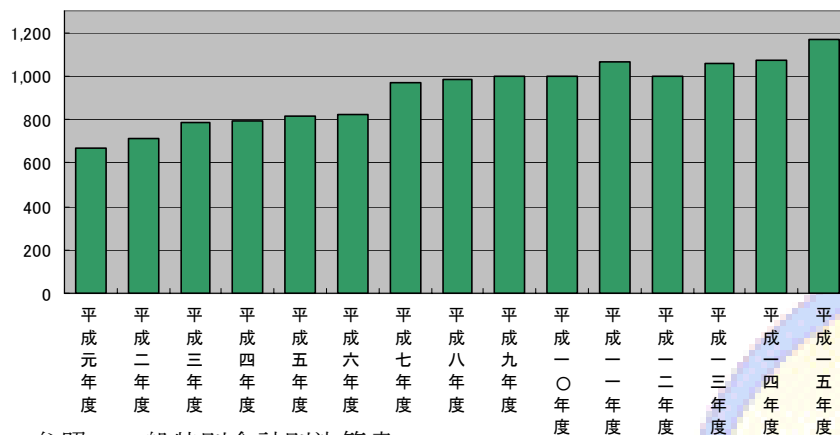
百万円



参照：一般特別会計別決算書

人件費の推移

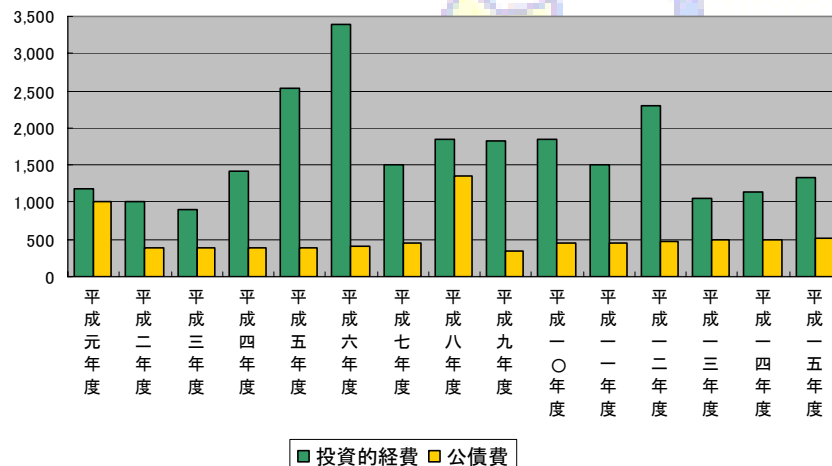
百万円



参照：一般特別会計別決算書

投資的経費及び公債費の推移

百万円



■ 投資的経費 ■ 公債費

参照：一般特別会計別決算書

3. 住民サービス

時代の流れと住民ニーズにより、道路を含む様々な施設の整備がされ、ある程度他町と比べて遜色ない整備状況になってきていますが、その一方で当初建設した施設の築年数が経過し、老朽化が進んで、改修を余儀なくされるという新しい課題が発生してきました。これは施設を維持し続ける限り避けては通れない課題であり、今後常に付きまとうこととなります。よって、その施設の存在価値をその時点で見直し、その時点での住民ニーズに対応した在り方を再検討する必要があります。いわば「新設」の時代から「改善」の時代へシフトしようとしています。

また、新規の開発によっては、莫大な予算を投じての、新たな幹線道路の整備や周辺地域の整備が必要になってくると思われます。事業実施計画では、今後5年間の大型事業について精査し、将来の遠賀町を形成するために必要とされる事業を展開し、より投資効果の高い整備を目指しています。

整備事業の一方で、住民福祉もその形を変えようとしています。以前まで基本的な住民福祉は、困窮者への支援と行政主導の措置制度が根幹を成していました。それが住民ニーズの多様化と複雑化により、住民自身が自立することへの支援と住民自身が選択する制度へ、個人の意見を尊重し、個々のニーズに順応するようになってきています。今後、更なる少子高齢化対策の重点的な施策が実施されますが、その中であって、遠賀町の特徴を生かし、独自性のある施策の検討が必要になってきます。

第3章 基本方針

行財政運営

- 国県の政策変更に対応できる行財政運営

国政及びそれに伴う県政の変更によって、町が大きく左右されることのない行財政運営を目指します。

- 効率性の向上を視点とした事務事業

最小限の投資で最大限の効果を生む事務事業の在り方を検討し、更なる効率化を目指します。

住民サービス

- 住民サービスの維持

事務経費の削減等、効率性を求める一方で、その影響を住民サービスに及ぼさないよう努めます。

- 住民サービスの平準化

公平性を欠くことなく、サービス水準をより適正化するため、標準となる指標づくりを進めます。

- 住民との一体性

職員だけの行政運営で、住民ニーズの届きにくい体系でなく、地域コミュニティを意識した、住民との協働による一体性のある事業展開を進めます。

- 職員の技術と意識向上

事務事業の効率化を図るために必要な技術力を養い、高いコスト意識をもった職員の育成に努めます。

行政基盤

第4章 自立推進施策大綱

第4章 自立推進施策大綱

行政運営を行う上で、その根幹となるのが基本方針であり、これによりそれぞれの事務事業が実施されていきますが、その成果が色の違う実を付けることは、住民サービスの不公平につながります。大きな幹から伸びるしっかりとした枝こそがここで大きな役割を果たすわけです。

そこで、本計画の中で最も具体的な部分として、それぞれの事務事業のバランスを計るために次の10項目の施策大綱を設けました。これにより本町の将来像イメージを創ることができます。

<施策大綱>

1. 職員定数及び給与の見直しについて
2. 組織・機構の見直しについて
3. 特別職の定数及び報酬等の見直しについて
4. 行政委員会・附属機関等の見直しについて
5. 補助金の見直しについて
6. イベントの見直しについて
7. 施設運営の見直しについて
8. 外部委託等の見直しについて
9. 財産の見直しについて
10. 事務事業評価制度について

1. 職員定数及び給与の見直しについて

本格的な地方分権時代を迎え、住民ニーズの多様化といった拡大する行政需要に対応していかなければなりません。多額の財源不足を補うため、人件費を抑制することが重要になってきます。そのため、長期的な観点から新たな「定員管理計画」を策定し、職員定数の適正化を図ります。これは類似団体や近隣町との比較による適正定員の把握といった相対的なものではなく、本町の行政運営に基づいた明確な理念により検討していきます。

そして、その適正定員に向け、退職者の欠員に対する新規採用職員の補充の抑制を基本とし、更に指定管理者制度の導入など施設の外部委託も手法として、平成17年度以降5年間で約10%の職員定数の縮減を目指します。

また、職員給与については、国家公務員の給与制度に準拠していくとともに、職員のモチベーションの向上及び組織の活性化の観点から、職務と能力に応じた適正な処遇を図り、適正な運用を行っていきます。さらに、国や県、郡内をはじめとした他の地方公共団体との均衡を踏まえ、手当等を見直しを図ります。

<職員定数及び給与の見直しの基本的考え方>

- 新規職員の採用は組織の継続性と活性化の観点から必要最小限度に止める。
- 新規の行政需要に対しては、既存業務における指定管理者制度の推進などにより、できるだけ新たな職員数を増やさず対応する。
- 組織・機構の効率化による減員を図る。
- 平成18年度以降は、事務事業評価制度や事業実施計画で示された業務量に反映した定員配置がなされるよう、適時見直しを行う。
- 職員給与の各種手当について見直しを行う。

<職員定数及び給与の見直しにかかる具体的方策>

- 平成21年度までに定数118名を目標とする。
- 平成18年度から退職勧奨制度を導入する。
- 調整手当の支給率について、平成18年度から0.5%削減する。

2. 組織・機構の見直しについて

社会事情の変化に伴って、住民ニーズも刻々と変化をとげ、それに対して柔軟かつ効率的な組織・機構の見直しが必要となってきました。しかしながら、早期の実施は、住民はもちろんのこと職員までも混乱を引き起こす可能性が高く、慎重な検討・協議のうえ行う必要があります。また、人事施策との兼ね合いも考慮し、サービスの低下を招くことのないよう配慮することも必要です。

これらの条件を考慮の上、平成17年4月において、課・係の所掌事務を現状のまま維持し、組織・機構改革の基本的考え方に従って平成17年度中に慎重な検討・協議を行い、定員管理計画を策定して速やかな実施を目指します。

<組織・機構にかかる基本的考え方>

- 住民の視点に立った窓口設置とする。
- 定数や所掌事務について、バランスのとれた課・係の配分設置とする。
- 効率性とフレキシブルな対応を考慮して、課・係数を現状以下の最小限に留める。
- 高度な住民ニーズに柔軟な対応ができるよう、専門部署をより強化する。
- 産業振興を含め、まちづくりに専門で取り組む部門を創設する。
- 少子高齢化に対する部門を引き続き設置する。
- 職員定数の縮減に柔軟に対応できる組織機構とする。

3. 特別職の定数及び報酬等の見直しについて

定数については、常勤の特別職中、助役や収入役の設置について町村では設置しなくてもよいこととされており、自治体によっては設置していないところもあります。県内の類似団体である新宮町や三橋町では既に収入役が未設置となっていますし、近隣でも岡垣町が収入役の設置を廃止しています。

そして、議員をはじめ教育委員や農業委員などの行政委員、区長、消防団員、公民館長といった非常勤特別職は、本町において現在 562 人が就任されていますが、住民の意思を十分に反映することができるようその機能を果たしています。

これらの特別職の定数については、住民の意思の反映を前提として、適正数の見直しを行い、より効率的な町政を行う必要があります。

報酬額については、職務内容等によって日額、月額、年額というように設定は様々であり、実働に対する報酬額に差異があります。現在、本町の特別職の給与は、郡内最下位の状況にあります。削減の検討がなされ、特別職報酬審議会では一律 2.5% の減額の答申が示されました。それを受けて、4 役及び議会議員のみならず、非常勤特別職を含む全ての特別職に当てはめ見直しを行っていきます。

<特別職の定数及び報酬の見直しにかかる具体的方策>

●定数の改正

1. 収入役を、任期満了をもって（平成 19 年 7 月 6 日）廃止する。
2. 非常勤特別職の委員数は、10% を目標に削減する。

●報酬額（4 役の給与を含む）の改定

1. 特別職報酬審議会の答申を踏まえて、町長、助役、収入役、教育長の給与の 2.5% 引き下げについて、議会に提案する。
2. 非常勤特別職の報酬については、特別職の報酬に準拠して報酬の改定を行う。

4. 行政委員会・附属機関等の見直しについて

地方自治法上、設置義務のある行政委員会を除いて、市町村は「審査、諮問又は調査のための機関」である附属機関を設置することができるとされています。現在、本町においても5つの行政委員会と38の附属機関（協議会を含む）を設置しています。そして、それらに、行政運営において、設置の適正化とその役割の明確化及び効率的な機能の発揮が求められています。

そこで、その機能と適正等について整理区分し、その機関自体の必要性を再検討して、関連事業が終了するものは事業終了と同時にその関連附属機関を廃止します。そして、その他の存続する附属機関も、住民サービスに支障のない程度で任期満了に伴い、可能な限りスリム化を図って、設置及び定数の見直しを行います。

＜附属機関等にかかる整理区分基準＞

- その存在意義を明確にするため、機能に応じ定義付けられた名称を用いることとし、条例・規則・要綱等の設置根拠を整備する。ただし、国県の定める上位根拠法令があり、その中で名称の定めがある場合はそれを尊重する。

[条例により設置する機関（自治法上の附属機関）]

審議会：諮問に応じて問題を論議し、意見を答申することを職務とする機関

審査会：諮問に応じて審査・判定し、意見を答申することを職務とする機関

[要綱により設置する機関]

協議会：関係団体間の協議・連絡・調整、もしくは町政反映のための意見を職務とする機関

委員会：行政委員会及び附属機関の諮問に応じて審議、審査等を行い意見を答申する機関

5. 補助金の見直しについて

国県によって実施される補助金を含め、本町の補助金総額は約2億3千万円で、町の財政規模に占める割合は約3%となっています。その種類も数も多数で、約100本を数えるまでになっており、内容に応じて基準も様々で、同類同質の補助金であるにもかかわらず、設置した時代と財政状況によって格差が生じています。補助金総額での適正を図ることも必要ですが、その内容について公平性を欠くことのないよう是正する基準等を設定し、平準化に努めることが必要となってきます。

<補助金交付基準と見直しの具体的方策>

次の基準の設定や見直しについて、平成17年度に関係団体等対象者と協議を行い、平成18年度の実施を目指す。

- 補助金の種別や性格に応じ算定基準を設け、それに準じて補助金額を算定する。
- 1件あたりの額が10万円以上の補助金についてはそれぞれの補助金交付要綱を設置し、それ以下の補助金についてもそれらを統括する交付要綱等を設けて、すべての補助金について、補助の根拠となる規程、要綱等を整備する。
- 申請の段階で補助対象経費を明確にし、種別それぞれの対象外経費を設定して、補助基本額に算定しない。
- 国県の補助基準が設定されている場合、それに準拠し、その範囲内で補助する。
- 種別の混在する補助金については、それぞれの種別に応じた基準を用い、補助金をそれぞれ算定し、支出先ごとに一本化して交付する。
- 補助金の活用について、収支報告書を含む実績報告及び精算を義務化する。

6. イベントの見直しについて

イベントを大きく分類すると、「娯楽的なもの」、「興行的なもの」、「販売促進的なもの」、「啓発的なもの」等到大別することができますが、一定の目的達成のために行うことが本来の在り方です。現在本町が行うイベントには、それらの区別が曖昧になってきて、回を増すごとに本来の目的が希薄化しているものもあります。

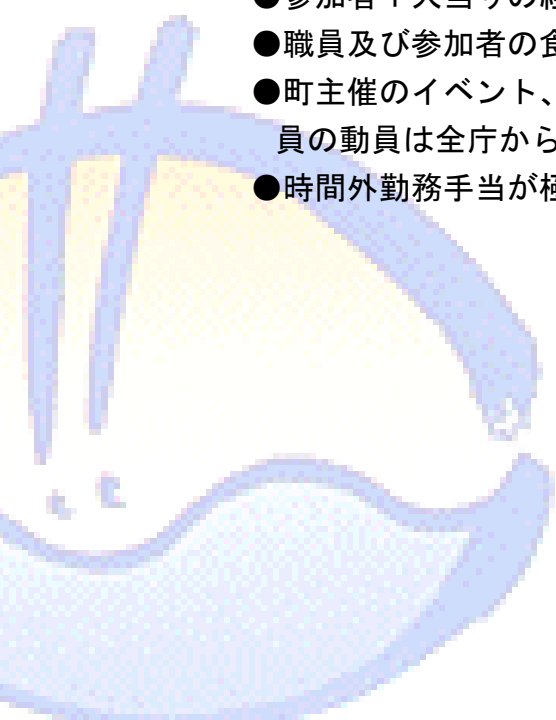
今後、イベントに関する基準を設け、事業の費用対効果を十分検討した上で、既存のイベントの見直しと今後のイベントの在り方を検討していきます。

<イベントの見直しの基本的考え方>

- 効果や目的について明確にし、曖昧なものは見直しを図る。
- 職員を含め、ボランティアに参加を求め、活性化を図る。

<具体的な方策>

- 参加者1人当りの経費を把握した上で事業内容を精査し、見直しを図る。
- 職員及び参加者の食糧費はイベント経費として認めない。
- 町主催のイベント、または町が実行委員会に移譲したイベントについて、職員の動員は全庁からの選出を基本とする。
- 時間外勤務手当が極力発生しない方向で運営する。



7. 施設運営の見直しについて

本町では、これまで公民館や体育館といった施設の建設を進めてきましたが、住民ニーズの多様化による需要数、施設の老朽化に伴う維持管理費など、建設当時に比べ、その存在価値が大きく変化しています。

そこで、その変化に対応し、公平性を図るべく、その使用料の料金体系や運営状況などを見直し、住民ニーズに対応した施設の在り方を検討して、施設運営のより一層の適正化を目指します。

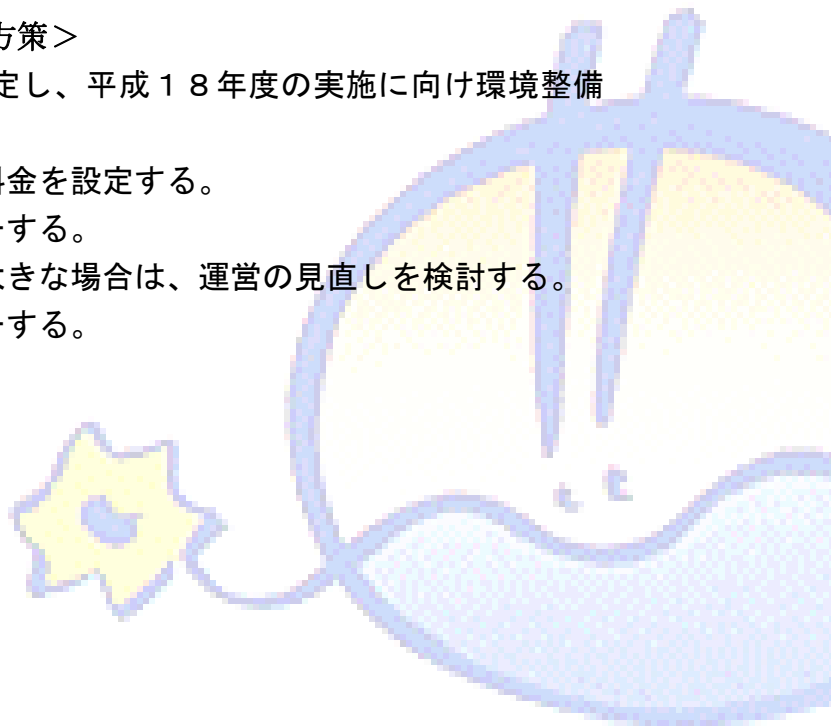
<施設運営の見直しにかかる基本的考え方>

- 受益者負担の原則により、基本的に自己負担を設定する。
- 利用者の統一した区分を設定する。
- 管理運営経費をベースとし、現況を勘案して使用料を設定する。
- 指定管理者制度の導入も含め、外部委託による人件費の削減を図る。
- 減免について、基準を明確にし、対象や減免率の平準化を図る。

<施設運営の見直しにかかる具体的方策>

早期に施設使用料改定具体案を策定し、平成18年度の実施に向け環境整備を行う。

- 類似した施設について統一した料金を設定する。
- 類似施設の開館時間について統一する。
- 利用者1人当りの経費が極端に大きな場合は、運営の見直しを検討する。
- 減免対象団体等の基準を設け統一する。
- 還付期間について統一する。



8. 外部委託等の見直しについて

本町では、これまで機械設備維持、警備、清掃など公共施設の管理業務の一部や電算のシステム開発等それぞれ専門の業者に委託をして業務を行ってきました。

こうした中で、近年住民サービスの提供可能な団体が多種多様化しており、地方自治法の改正によって、従来は行政の提供するサービスであった領域でも、一部民間企業やNPOなどの参加が可能となるなど大きく変化しています。そこで、町が実施している事務事業を直営でなく民間企業・団体等への委託の可能性を模索した上で、効率の良いものについては積極的に委託を検討していきます。

また、現在すでに委託しているものについては、委託先の長期固定化等の現状も考慮し、委託業者の選定について事務事業に応じた基準を設けるなどにより、委託料を含め適正化に努めていく必要があります。

＜外部委託等の見直しにかかる基本的考え方＞

- 事務事業個票を活用し、委託の評価を行う。
- 外部委託により住民サービス水準の低下を招かないよう配慮する。
- 個人情報等機密性の高い事務事業等についての守秘義務の徹底を図る。
- 受託者に対する審査・監督等、行政の指揮とコントロールを担保する。
- 委託仕様書の精査を行い、業務内容等の役割を明確にする。

9. 財産の見直しについて

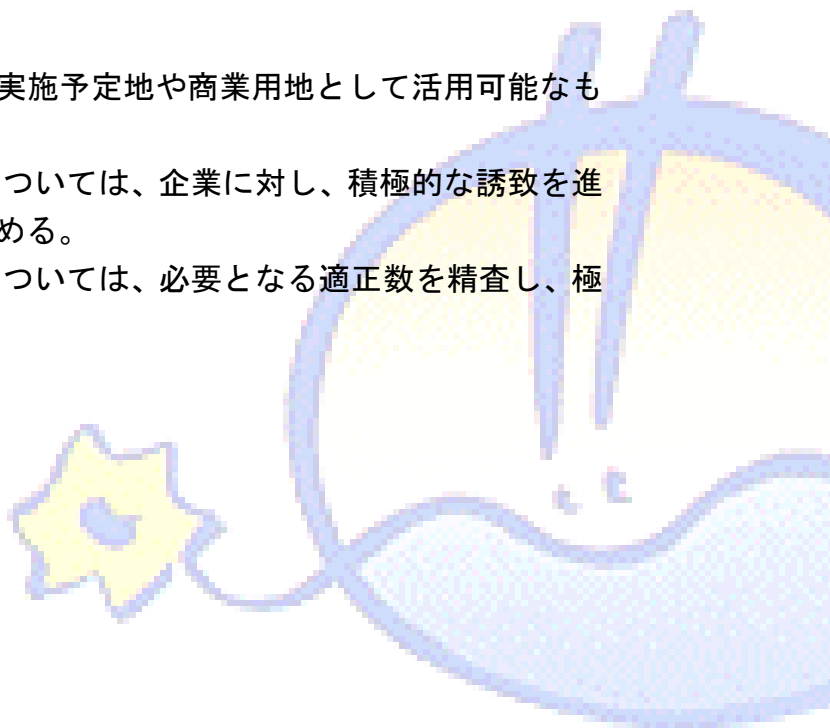
本町の保有する財産については、平成15年度決算において、普通会計の公有財産の土地及び建物のうち、行政財産となっているのは、763,178㎡で、本町区域の約3.4%となっています。また、町が取得した土地が、仮称第2島門小学校用地をはじめ、43,127㎡あります。そして、出資による権利を有するものの代表格として、土地開発公社があげられますが、その土地開発公社が町事業の実施のために先行取得した土地は、すでに町が事業実施のために取得したものを含め、平成16年度末で4,492㎡となっています。

これらの土地について、予定していた事業の変更や中止に伴って、その用途が未定のままになっているものもありますが、今後の人口拡大や消費拡大の資源として有効に活用していく必要があります。

また、物品等の財産についても整理をし、事務事業の変化に対応した保有が求められてきます。出来る限り効率良く活用し、最小限に留めることが必要となってきます。

<財産の見直しの具体的方策>

- 町が保有する土地について、事業実施予定地や商業用地として活用可能なものを除き、迅速な処分を行う。
- 商業用地として活用可能な土地については、企業に対し、積極的な誘致を進め、休眠期間を縮小することに努める。
- 公用車等維持管理を要する財産については、必要となる適正数を精査し、極力縮小する。



10. 事務事業評価制度について

現在実施されている事務事業について、平成16年12月から調査を行い、現状を把握して、今後の課題の抽出を行ってきましたが、その個別の問題まで至っていません。事務事業を行っていく上で常時問題意識を持って従事することはもちろんのことですが、特定の事業ばかり着目するのではなく、それぞれの事務事業とのバランスを考慮する必要もあります。また、緊急性や費用対効果、住民ニーズによって、事務事業を随時見直していくことも必要になります。

500万円を超える事業については、事業実施計画にてヒアリングを行い、精査をしていますが、その他事業については予算評価のみで、あとは担当課のみの精査が行われるに留まっています。刻々と変化する社会やニーズに合わせ事務事業も改善や修正をされるべきであって、慣例化によって永続するものではありません。

そこで、定期的に事務事業を見直し、全体的なバランスをとりながら、より良いサービスを提供する必要があります。

<事務事業評価制度の導入にかかる基本的考え方>

- 町の実施する全事務事業を対象とする。
- 新規事業については、立案段階で事前評価にかける。
- 定期的に評価を実施することとし、翌年度当初予算への反映を目指す。
- 低い評価となった場合、迅速な改善を図り、一定期間で効果が得られなければ、廃止の方向で検討する。
- 事業が終了した際には、事後評価を行い、次世代の同種事業への反映を目指す。

<事務事業評価制度の導入にかかる具体的方策>

- 事務事業調査個票を活用し、現況を継続して把握する。
- 緊急度、需要、対象数、効果、経費等評価要素を指数化する。
- 指数化の結果、一定以下の評価を受けた事務事業は、（仮称）評価専門委員会に諮る。
- （仮称）評価専門委員会は、低評価事業の存続を含め、その後の方向性を見極めて、担当課に対処を促す。

第5章 遠賀町の行財政将来像

1. 自立した行財政運営に向けて

事業実施計画及び財政計画での計画期間は5年とされていますが、本計画では、それら関連計画を含む10年を想定し、その状況把握と課題の抽出、さらにはその対策を財政的な裏付けに基づいて検討するため、事業実施計画及び財政計画をベースとしながらも、自立推進施策を講じた上での独自の財政シミュレーションを行っています。

この財政シミュレーションでは、先に出された5カ年の事業実施計画や財政計画をベースにし、本計画の実施による目標達成を仮定し推計しています。もちろん、歳入における地方税や地方交付税は、現在の時点では予想しにくい状況にあるため、今後の動向によっては大きく状況が変わってきますが、これによれば、少なくとも財政規模が縮小の方向というのは間違いありません。また、基金残高も積立額の減少で取り崩しによる単年度財政への補填を余儀なくされ、特定目的基金を除き、近い将来には前年の積立金を取り崩す、いわゆる「自転車操業」の状態と化してきます。

一方、歳出では、報酬や定員の見直し等による人件費、委託料等の見直しによる物件費のスリム化と効率化が図られ、それらが義務的経費の大きな削減につながっています。ただし、根本となる事務事業の詳細な見直しによる削減をほとんど見込んでいないため、今後事務事業評価制度による事業実施の適否やそれぞれの事務事業の経費削減や効率化により、尚一層の歳出の縮小が図られることが期待されます。

また、シミュレーション上の投資的経費は、平成22年度以降維持管理や補修改善等にかかる最低額程度で推移していますが、実際は町を活性化させるためにも本来の「投資的」事業についての経費が当然必要となってきます。

こうしたことを踏まえた上で、今後本町の財政状況はより一層厳しくなることが予想される中、合理的で効率の良い自立した運営のためには、職員の意識改革や資質向上、住民参画による協働など本町に関わる全てに精力を注ぐ大きな努力が要求されます。

しかしながら、負の材料ばかりで、耐え凌ぐだけの将来ではありません。

今後の遠賀町は、立地や近隣の発展性から考えても、人口や雇用の拡大の要

遠賀町自立推進計画

素を多分に持っており、その方向性や政策誘導によっては、まだまだ行政基盤を拡大することが可能だと思われます。

新たに鞍手町に設置される九州自動車道インターチェンジは、流通や交通の利便性向上が望まれるなど、「車社会」といわれるこの時代に適合した大きな資源となりますし、予ねてより検討されているＪＲ遠賀川駅南の開発は、交通弱者の生活圏を拡大するとともに、商業地の整備に伴った消費拡大や雇用創出といった大きな期待を含んでいます。

こういった発展の機会を確実に捉え、安定した行政基盤を形成することが今後の遠賀町の発展の鍵となってきます。そして、その基盤形成のためには投資的経費の捻出が必要不可欠であり、投資余力を行財政の中に求めていかなくてはなりません。

本計画を、一体性をもって推進し実施することで、先行き不透明な国の行政改革の影響を和らげ、安定財政の行政運営への第一歩を踏み出すこととなります。



2. 財政の弾力性

自立推進計画財政シミュレーションによって算出される効果について、財政の項目中、義務的経費を除く、「積立金」、「投資的経費」及び「歳入歳出収支額（次年度繰越金）」を加算し、町の財政の弾力性を計る財政余力の指数としました。実際の運営上で歳出見込みが歳入を上回り、財政がマイナスになる場合には、特定目的基金の取り崩しや起債によりマイナス分を補填しますが、このシミュレーションでは、計画による効果を算出するため、計画実施と現状推移とで歳入条件を同条件にしていますので、現状推移の場合あえて収支をマイナスのままとしています。

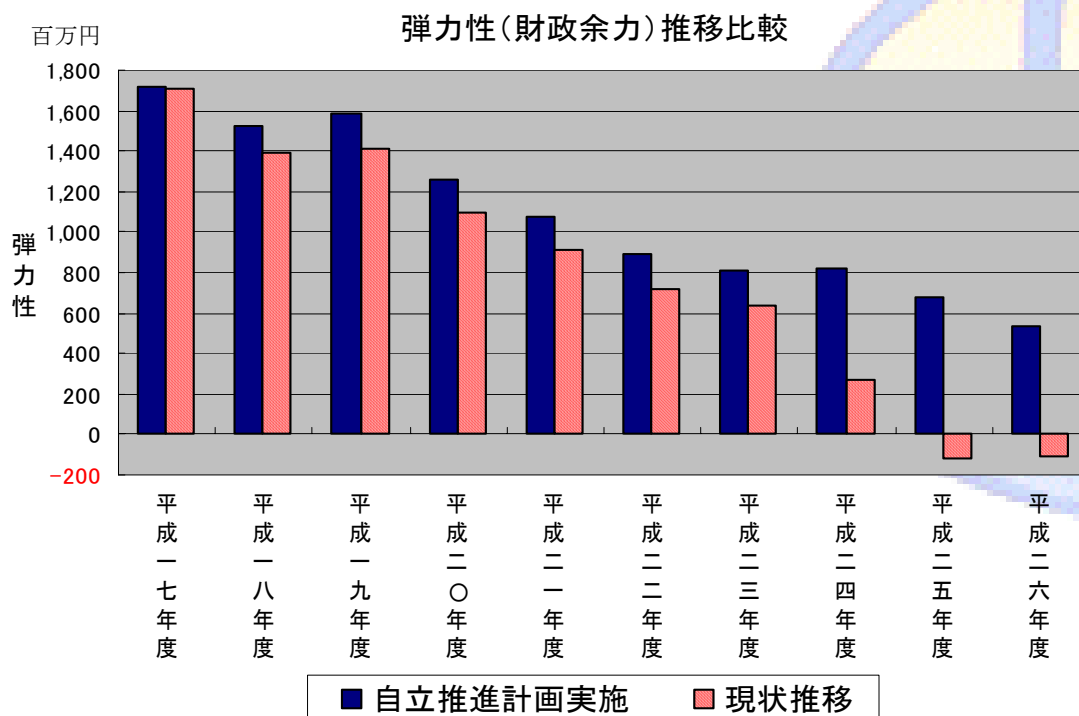
このシミュレーションによると、本計画を実施した場合の効果額は、現状のまま推移した場合に比べ、10年間の累積で約29億9千万円に上ると推定されます。

＜弾力性比較＞

単位：千円

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
自立推進計画実施	1,720,772	1,522,725	1,582,224	1,255,871	1,080,484	894,828	813,273	816,444	678,054	535,419	10,900,094
現状推移	1,709,057	1,387,657	1,413,863	1,092,350	910,903	716,247	634,855	270,458	-120,527	-105,499	7,909,364

計画実施による効果額(単位：千円) **2,990,730**



遠賀町自立推進計画

3. 財政シミュレーション（現状推移）

（1）歳入・歳出の推移

区分		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
歳入	地方税	1,828,427	1,778,703	1,804,181	1,922,636	1,781,266	1,710,000	1,739,215	2,067,640	2,067,640
	地方交付税	2,011,524	2,024,884	1,866,594	1,664,632	1,364,197	1,293,000	1,286,535	1,241,506	1,198,054
	国庫支出金	488,573	325,450	351,357	328,973	530,351	475,746	445,000	413,850	413,850
	県支出金	409,744	270,035	254,899	259,942	263,124	259,162	273,000	253,890	253,890
	繰入金	551,173	1,438,995	541,268	568,040	936,647	1,673,581	1,107,000	500,000	750,000
	地方債	297,300	588,800	271,606	451,700	1,040,700	1,152,700	770,900	600,000	610,000
	その他	1,385,094	1,448,328	1,500,492	1,124,878	1,094,083	1,071,094	990,600	1,117,600	1,120,600
	歳入合計	6,971,835	7,875,195	6,590,397	6,320,801	7,010,368	7,635,283	6,612,250	6,194,486	6,414,033
歳出	人件費	1,063,396	995,947	1,056,946	1,073,159	1,169,452	1,134,900	1,012,306	1,008,066	1,087,250
	物件費	980,955	996,499	1,093,644	1,045,721	1,077,695	1,065,000	1,046,800	1,014,800	1,004,800
	扶助費	543,563	401,718	400,665	423,422	533,768	626,000	651,000	631,000	632,000
	補助費等	1,019,769	907,745	923,798	911,914	931,502	1,093,500	1,091,800	1,106,077	1,158,996
	公債費	458,074	463,750	496,733	495,220	523,779	938,900	502,117	519,086	589,124
	積立金	848,075	922,033	901,742	515,498	599,580	213,715	126,057	378,657	201,863
	繰出金	371,227	677,442	537,323	525,598	707,519	575,769	571,170	500,000	500,000
	投資的経費	1,498,820	2,301,682	1,062,465	1,139,559	1,329,005	1,840,000	1,433,000	859,000	1,062,000
	その他	20,933	19,443	14,854	95,683	17,772	33,213	28,000	27,800	28,000
	歳出合計	6,804,812	7,686,259	6,488,170	6,225,774	6,890,072	7,520,997	6,462,250	6,044,486	6,264,033
歳入歳出収支額		167,023	188,936	102,227	95,027	120,296	114,286	150,000	150,000	150,000

遠賀町自立推進計画

(単位：千円)

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	推移条件概要
2,067,640	2,067,640	2,067,640	2,067,640	2,067,640	2,067,640	2,067,640	17年度から定率減税分を2年度で廃止。 18年度からは税源移譲を考慮し、住民税所得割分の累進課税から定率化(フラット化)への改正による増額分を計上。
1,150,131	1,104,126	1,032,724	961,322	889,920	818,518	818,518	平成15年度の40%減額したものを平成25年度として設定。
413,850	413,850	413,850	413,850	413,850	413,850	413,850	平成17年度財政計画推計から7%減額して、平成18年度を推計、以後据え置き。
253,890	253,890	253,890	253,890	253,890	253,890	253,890	平成17年度財政計画推計から7%減額して、平成18年度を推計、以後据え置き。
500,000	500,000	500,000	500,000	177,739	30,000	30,000	財政計画に準じ500,000千円を基金取り崩しにより繰り入れ。24年度は前年度末残高。
500,000	500,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	22年度以降30%減で推移。
1,120,600	1,120,600	1,120,600	1,120,600	1,075,455	970,600	970,600	前年度繰越額を加算計上。
6,006,111	5,960,106	5,738,704	5,667,302	5,228,494	4,904,498	4,904,498	
1,046,969	1,146,467	1,088,100	1,136,181	1,041,332	1,087,066	1,086,066	特別職報酬2.5%減。
994,700	994,700	994,700	994,700	994,700	994,700	994,700	17年度は秘書業務を派遣で増額。
638,000	644,380	650,824	657,332	663,905	670,544	677,250	22年度以降高齢化率上昇分1%を見込んで算定。
1,080,322	1,080,911	1,081,525	1,082,164	1,082,829	1,083,519	1,086,148	広域を除く負担金を毎年1%増。
630,570	659,345	683,908	638,669	651,870	665,795	642,433	起債に基づく償還期間と利率を設定し、各年度ごとに積上げ。
263,150	322,903	66,247	30,000	30,000	30,000	30,000	歳入歳出収支が150,000千円を超過した分を積立。
495,000	495,000	495,000	495,000	495,000	495,000	495,000	20年度以降据え置き。
679,200	438,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	22年度以降500,000千円で据え置き。
28,200	28,400	28,400	28,400	28,400	28,400	28,400	21年度以降据え置き。
5,856,111	5,810,106	5,588,704	5,562,447	5,488,036	5,555,025	5,539,997	
150,000	150,000	150,000	104,855	-259,542	-650,527	-635,499	歳入歳出収支が150,000千円を超過した分を積立金に繰り入れ。
					累積赤字	-1,545,568	

遠賀町自立推進計画

4. 自立推進計画財政シミュレーション

(1) 歳入・歳出の推移

区分		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
歳入	地方税	1,828,427	1,778,703	1,804,181	1,922,636	1,781,266	1,710,000	1,739,215	2,067,640	2,067,640
	地方交付税	2,011,524	2,024,884	1,866,594	1,664,632	1,364,197	1,293,000	1,286,535	1,241,506	1,198,054
	国庫支出金	488,573	325,450	351,357	328,973	530,351	475,746	445,000	413,850	413,850
	県支出金	409,744	270,035	254,899	259,942	263,124	259,162	273,000	253,890	253,890
	繰入金	551,173	1,438,995	541,268	568,040	936,647	1,673,581	1,107,000	500,000	750,000
	地方債	297,300	588,800	271,606	451,700	1,040,700	1,152,700	770,900	600,000	610,000
	その他	1,385,094	1,448,328	1,500,492	1,124,878	1,094,083	1,071,094	990,600	1,136,000	1,139,000
	歳入合計	6,971,835	7,875,195	6,590,397	6,320,801	7,010,368	7,635,283	6,612,250	6,212,886	6,432,433
歳出	人件費	1,063,396	995,947	1,056,946	1,073,159	1,169,452	1,134,900	1,000,673	987,263	1,030,609
	物件費	980,955	996,499	1,093,644	1,045,721	1,077,695	1,065,000	1,046,718	941,934	959,480
	扶助費	543,563	401,718	400,665	423,422	533,768	626,000	651,000	631,000	632,000
	補助費等	1,019,769	907,745	923,798	911,914	931,502	1,093,500	1,091,800	1,083,077	1,135,996
	公債費	458,074	463,750	496,733	495,220	523,779	938,900	502,117	519,086	589,124
	積立金	848,075	922,033	901,742	515,498	599,580	213,715	137,772	513,725	370,224
	繰出金	371,227	677,442	537,323	525,598	707,519	575,769	571,170	500,000	475,000
	投資的経費	1,498,820	2,301,682	1,062,465	1,139,559	1,329,005	1,840,000	1,433,000	859,000	1,062,000
	その他	20,933	19,443	14,854	95,683	17,772	33,213	28,000	27,800	28,000
	歳出合計	6,804,812	7,686,259	6,488,170	6,225,774	6,890,072	7,520,997	6,462,250	6,062,886	6,282,433
歳入歳出収支額		167,023	188,936	102,227	95,027	120,296	114,286	150,000	150,000	150,000

遠賀町自立推進計画

(単位：千円)

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	推移条件概要
2,067,640	2,067,640	2,067,640	2,067,640	2,067,640	2,067,640	2,067,640	17年度から定率減税分を2年度で廃止。 18年度からは税源移譲を考慮し、住民税所得割分の累進課税から定率化(フラット化)への改正による増額分を計上。
1,150,131	1,104,126	1,032,724	961,322	889,920	818,518	818,518	平成15年度の40%減額したものを平成25年度として設定。
413,850	413,850	413,850	413,850	413,850	413,850	413,850	平成17年度財政計画推計から7%減額して、平成18年度を推計、以後据え置き。
253,890	253,890	253,890	253,890	253,890	253,890	253,890	平成17年度財政計画推計から7%減額して、平成18年度を推計、以後据え置き。
500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	344,283	財政計画に準じ500,000千円を基金取り崩しにより繰り入れ。26年度は前年度末残高。
500,000	500,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	22年度以降30%減で推移。
1,139,000	1,139,000	1,139,000	1,139,000	1,139,000	1,139,000	1,137,054	18年度より使用料1割増で21年度を維持したものに前年度繰越額を加算計上。
6,024,511	5,978,506	5,757,104	5,685,702	5,614,300	5,542,898	5,385,235	
985,092	1,078,530	1,011,163	1,059,408	964,395	1,010,129	1,009,129	18～21年度は定員減による減、特別職報酬2.5%、職員調整手当1.0%減。19年度より収入役廃止。
959,456	959,456	959,456	959,456	959,456	959,456	959,456	17年度は秘書業務を派遣で増額。18年度からは委託料・イベント削減分等10%減と指定管理者制度の導入による増。
638,000	644,380	650,824	657,332	663,905	670,544	677,250	22年度以降高齢化率上昇分1%を見込んで算定。
1,057,322	1,057,911	1,058,525	1,059,164	1,059,829	1,060,519	1,063,148	補助金について18年度以降10%の削減。広域を除く負担金を毎年1%増。
630,570	659,345	683,908	638,669	651,870	665,795	642,433	起債に基づく償還期間と利率を設定し、各年度ごとに積上げ。
426,671	492,484	244,828	163,273	166,444	30,000	30,000	歳入歳出収支が150,000千円を超過した分を積立。
470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	国保への繰入50,000千円を19年度で25,000千円まで削減。
679,200	438,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	22年度以降500,000千円で据え置き。
28,200	28,400	28,400	28,400	28,400	28,400	28,400	21年度以降据え置き。
5,874,511	5,828,506	5,607,104	5,535,702	5,464,300	5,394,844	5,379,816	
150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	148,054	5,419	歳入歳出収支が150,000千円を超過した分を積立金に繰り入れ。



遠賀町